

第 3 号 議 案

法 政 大 学 八 王 子 法 友 会 会 則 (案)

会則（会費）第 12 条の会費を年間二千円に改正する。

改正理由

1. 活動充実のための予算確保

新たに本部事業や他支部の事業へ積極的に参加し、更なる交流を深めると同時に今後の活動費用を安定させて充実させるために収入の確保を図ります。

2. 会費減収の見込み

毎年会費を納入されていた会員の減少が見込まれます。令和 5 年度もご逝去された会員や高齢に伴う退会申込をされた会員がおりました。

雑収入は安定した収入でなく、終身会員の新規登録に伴う校友会から還付金も新規会員獲得が難しい状況が続いています。

(名 称) 第 1 条 本会は 法政大学八王子法友会と称する。

【省略】

(会 費) 第 1 2 条 本会の会費は、年間千円とし、年度初に納入する者とする。(改正前)

本会の会費は、年間二千円とし、年度初に納入する者とする。(改正後)

(会 計 年 度) 第 1 3 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日を以って終わる。

(会 則 改 正) 第 1 4 条 本会々則を改正せんとする時は、役員会の議決を得て、会長がこれを総会に提案しその承認を得なければならない。

附 則 本会則は、法政大学校友会が本会の設立認可した日より施行する。

但し、認可に至るまでは本会を法政大学八王子校友会と称し、本会則を平成元年 10 月 6 日より適用するものとする。

附 則 本会則を平成 15 年 5 月 23 日より適用するものとする。

附 則 本会則を平成 28 年 5 月 20 日より適用するものとする。

附 則 本会則を令和 6 年 5 月 17 日より適用するものとする。